

< R 7. 9. 3 >

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集

質疑回答について

令和 7 年 9 月

都市整備局住宅部管理課

<目次>

(1) 質疑回答

質疑番号	1	募集要項に関する事項
質疑番号	2	募集要項に関する事項
質疑番号	3	募集要項に関する事項
質疑番号	4	募集要項に関する事項
質疑番号	5	募集要項に関する事項

(1) 質疑回答

番号	質疑事項	回 答
1	募集要項 P6 3 (1) ⑦営業方法 について カーシェアリング事業を運営する場合においては、市営住宅に居住する高齢者等への配慮として、電話での予約受付を可能とすること、との記載があります。 弊社では、カーシェアリングの予約方法はインターネット経由のみとなります。イレギュラー対応として、インターネット環境がない状況等の会員に対応するため、電話予約に対応しております。 この体制で使用許可条件を満たしていますでしょうか。	募集要項に記載のとおり、市営住宅に居住する高齢者等への配慮として、電話での予約受付を可能としてください。 使用許可後まもなくの対応が困難な場合は、令和8年3月末日（令和8年4月1日以降の継続更新の場合を前提）までには対応するようにしてください。
2	募集要項 P8 3 (1) ⑫その他 について 運営状況等に関する報告書を、半期ごとに本市へ提出すること。なお報告様式については、別途本市より通知する、との記載がございます。 カーシェアリング事業の利用実績について、売上金額については開示しておらず、ご報告することができません。ご報告内容については、売上以外の貸出の件数等の報告内容となりますが問題ございませんでしょうか。	現行の報告書様式は【別紙1】のとおりです。 カーシェアリング事業について、売上金額は求めておりませんが月別利用台数および料金体系の報告は求めております。

番号	質疑事項	回 答
3	「物件番号1 御幣島駐車場外17件」内1-⑩北江口1の時間貸部分の新增設3の範囲が示されていない為、どの箇所なのか伺いたい。	表示漏れがありご迷惑をおかけしました。 正しくは【別紙2】となり、区画番号48～50が新增設となります。 なお、大阪市ホームページに掲載している物件番号1 駐車場位置図について、2025年8月29日に修正しております。
4	公募一覧表 【物件番号1 御幣島駐車場外17 件】 1-⑥ 新三国-1 について 運用範囲以外の住宅棟駐輪場に、現事業者の看板が設置されているが、ここは運用範囲に含まれるか。	駐車場位置図で示すとおり、運用予定範囲ではありません。 なお、募集要項に記載のとおり、看板等を運用予定範囲外に設置する場合の本市所有地等の使用に伴う使用許可及び使用料については、駐車場部分の使用許可及び使用料とは別に行う場合があります。
5	公募一覧表 【物件番号1 御幣島駐車場外17 件】 1-⑩ 北江口1 について 既設20 / 新增設3 と記載があるが、図面に新增設3 区画の記載がないと思われる。区画番号を教えてください。	表示漏れがありご迷惑をおかけしました。 正しくは【別紙2】となり、区画番号48～50が新增設となります。 なお、大阪市ホームページに掲載している物件番号1 駐車場位置図について、2025年8月29日に修正しております。